

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。

〔二番 佐々木奈津江君登壇〕

○二番（佐々木奈津江君） みやぎ県民の声の佐々木奈津江でございます。議長のお許しをいただきましたので、初めての一般質問をさせていただきます。それでは通告に従い、大綱三点について質問を行ってまいります。

大綱一点目、村井知事五期目の県政運営について質問させていただきます。

村井知事、五期目の御当選おめでとうございませう。私は村井知事の四期目の終盤まで一県民でありました。県民から見ると自動車関連の誘致など産業の発展はもとより、特に東日本大震災の復興事業に関しては、国に対し歯に衣着せぬ物言いですピード感と行動力のあるすばらしい知事だと思っております。しかし、長きにわたって県政の頂点におられる最近の村井知事を見てみると、これまでのような思いが薄らいできてしまう出来事が続きました。宿泊税の導入、美術館の移転、水道三事業の運営権売却、そして女川原発の再稼働同意など、多くの県民の声を聴かず、業界団体の反対を押し切り、唐突かつ強引に自らの考えを実現しているようではないかと見えてきます。村井知事の政治家としての原点は、松下政経塾にあることは衆目の一致するところですよ。知事選挙後の新聞報道で松下政経塾出身である村井知事に、今も大事にしている教えは何かと記者が尋ねた記事が載っております。村井知事は、素直な心で衆知を集め、と答えられたそうです。あらゆる意見を一度受け入れ、自ら考え出した結論に対して更に意見を聴く姿勢であると説明されています。次の世代にツケを回さないというお考えがあるようですが、現在の県民の声と将来に対する危機感の双方にどう折り合いをつけていくのでしょうか。五期目の始まりに当たって、今でも大切にしている松下政経塾の教えに基づく今後四年間の村井知事の政治姿勢についてお答えください。

次に、五期目の目玉公約の一つである県立病院などの再編についてお伺いいたします。

この問題については地域への十分な説明もないまま唐突に発表され、公約の目玉とされました。そして当選が決まるや否や再編は民意を得たと発表されましたが、意見を言う暇すら与えず結論ありきと感じたのは私だけではないと思います。先日開催された市町村長との意見交換では仙台市以外の首長は賛同したと報道されましたが、高度医療

機関が我が自治体あるいは近くに来るとなれば、移転元以外は賛同して当然と考えます。しかし、病院がなくなる仙台市の考えも理解できます。私のふるさとにある登米市民病院や公立刈田総合病院など、経営状態の厳しい病院はいつ再編のターゲットになるか分かりません。であるからこそ地元自治体や地域の方々、患者さんなどの利用者に対して、時間をかけ、丁寧な説明をするべきであると考えます。このことについては各会派の方が質問されておりますので、私は若干違う観点から質問させていただきます。

まず、知事は再編などの必要性を説明する際に、県立病院は赤字体質であると発言しておりますが、そのような赤字体質のお荷物になりかねない病院を日本赤十字社や労働者健康安全機構に押しつけるのでしょうか。県立病院は、収益性の乏しい高度医療・政策医療を担ってきたものであるため、開設者である県の負担はある程度はやむを得ないと考えます。一方で、積極的な患者獲得などの収益確保の取組策が不十分だったのではないでしょうか。そこで、お尋ねいたします。

これまで県は、県立病院に対して負担金をどれくらい支出してきたのでしょうか。そしてそれは赤字補填だったのでしょうか。

また、県立病院は、これまでどのような収益確保策を展開してきたのでしょうか。具体的にお答えください。

この十二月には各病院の運営者、東北大学、そして県とで具体的な協議に入ることですが、ほかの方が運営されている病院はさておき、県立病院においては再編などを見据えた様々なシミュレーションが進んでいることと思います。再編や合築までと、その後の収支シミュレーション、併せて県の負担金の推移の見込みについてお答えください。

そして、今回の再編や移転・合築で最も忘れていけないのは、病院で働くスタッフのことです。再編などの目的に、将来的な医療資源の集中化や適正配置を挙げられますが、医療人材の確保が一層厳しくなるであろうということを含んだものと考えます。病院の建物や医療機器はそれ相応の費用を払えばよいものが手に入るでしょう。しかし、スタッフの確保は簡単にはいかないのではないでしょうか。現在の県立病院は、東日本大震災直後の平成二十三年四月に県の直営から地方独立行政法人に移行しました。その際においても職員の方々は雇用形態や身分の変化におびえ、一部の方は医療の現場を離

れ、または県を離れ、ほかの医療機関に移られたと聞いております。今回の知事の唐突な方針発表と、特にがんセンターについては新たな経営主体になるということで、現場には大きな不安と混乱が生じております。今般のコロナ禍では激務とあらぬ誹謗中傷により多くの医療人材が現場を去りました。この再編などにより、仏つくつて魂入れず同様に、新病院つくつて職員おらずとならないように祈っております。

そこで、お尋ねいたします。

地方独立行政法人移行の際に、県立病院を離れた医療スタッフはどれくらいいたのでしょうか。

また、職員の士気高揚や不安解決のためにも、知事が自ら県立病院に向いて丁寧な説明を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

大綱二点目、誰もが安心して暮らせる宮城県について質問させていただきます。

まず、若者の政治離れについて質問いたします。

先般行われた衆議院選挙及び知事選挙においては、前回行われた選挙よりも投票率が上がりましたが、それでも県内の有権者の四割以上の方が投票に行っておりません。特に懸念されるのが若年層の投票率の低さです。これからの宮城県や日本を支えていく役割を担う若者が投票に行かない、すなわち政治に興味がないというのは非常に憂慮すべき問題であると感じます。若者にはぜひとも地域や国の行く末を考え、それに参加してほしいと思います。それをはかる指標の一つが投票率であると考えます。地域づくりや政治に関心を持つてもらうためにも若年層の投票率向上に向けた更なる対策が必要と考えます。県選挙管理委員会を中心に選挙出前講座の実施や新しい有権者のための選挙講座という冊子を作成し、県内全ての高校三年生に配布するなど様々な対策を講じられておりますが、なかなか決定打がないように感じます。平成二十八年七月に選挙権年齢が十八歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の重要性が急激に高まりました。主権者教育とは国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成することで、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、また、若者の低い投票率を上げるために行う教育でもありません。しかしながら、諸外国と比べると日本国内の投票率はまだまだ低く、欧米などの諸外国の十八歳から二十四歳の投票率が六割を超えているのに対して、日本の十八歳から二十四歳の

投票率は三割程度とかなり低い割合であります。法律や選挙制度に違いはありますが、投票率から国民一人一人の政治への関心の高さがうかがえます。注目すべきは、投票率が高い国々が政治教育や主権者教育を積極的に行っている点です。主権者意識が高いと投票率も上がる、ということではないでしょうか。過去五十年の間、国政選挙での投票率が八〇%を下回ったことがないスウェーデンでは、選挙期間中に教師が生徒を連れて候補者の事務所を訪ね、直接、関係者に話を聞くなど実践で政治を学びます。政治や選挙を身近に感じながら成長した若者は時が来て選挙権を得れば、抵抗なく投票に行くと考えられます。日本に目を向けますと、十月三十一日に投開票が行われた衆議院選挙都道府県別投票率は、お隣の山形県が国政選挙三回連続して全国一位となりました。今回の山形県の投票率は六四・三四%、全国平均は五五・九三%、知事選挙と同日に選挙が行われた宮城県では五五・八七%でした。特に、山形県選挙管理委員会では初めて選挙権を行使する高校三年生の投票率向上に力を入れ、各学校でも模擬投票や生徒同士が選挙について議論をするなど積極的な啓発活動を展開しています。このような方向性の行動は、まさしく主権者教育の理念にかなったものと考えます。先日、私たちみやぎ県民の声では県立高校五校を視察し調査してまいりました。間近に知事選挙や衆議院選挙が行われることを受けて、主権者教育への取組についても聴き取りをしたところ、様々な工夫をし積極的に行っている学校は二校、それ以外は公民の授業のみで特別なことはしていないという結果でした。学校間でかなりの温度差があるように感じました。本県の県立高校における主権者教育の実施状況とその効果についての御所見をお伺いいたします。

次に、児童虐待防止についてお伺いいたします。

連日、悲惨な児童虐待事件が頻繁に報道され、そのたびに心が痛みます。なぜこのような社会になってしまったのかと考える日々が続いています。十一月は児童虐待防止月間でした。そして、くしくも今日十二月三日は児童相談所虐待対応ダイヤルの番号を題名にした映画が公開されます。私も早速見に行こうと思っております。児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しています。昨年度報告された児童虐待の対応件数は全国で二十万五千二十九件と過去最多を更新しています。宮城県では一千四百三十一件で、こちらも過去最多となっています。ただ、これは通報によって明らかになった件数

で、通報や認知がされない埋もれたままの事案もあるのではないかと危惧しております。更にその中でも、暴言や子供の前で家族に暴力を振るうなど心理的虐待が件数、増加率とともに顕著になっております。本県における通報件数の推移やその特徴、併せて潜在的な事案に対する対策についてお伺いいたします。

児童相談所は子供の健やかな成長を願い、共に考え、問題を解決していく専門機関です。その業務は高度かつ複雑で更に多岐にわたりますが、厳しい現場を支える職員配置は十分とは言えないのではないのでしょうか。積極的に人員配置を増やしていると聞きますが、県職員は三年程度のローテーションで異動します。虐待事案が複雑化、高度化している現状で職員の数を増やすだけでなく、質の向上が重要であると考えますが、具体的な向上策についてお伺いいたします。

児童相談所に保護された子供たちが、最初に身を寄せる一時保護所についてお伺いいたします。

一時保護所は、仙台市を除き県内に一か所のみで監護、養育が行われています。令和二年度新規に入所した人数は百三十一人で継続は十五人となっております。前年度より増加しています。一時保護の対象となるのは虐待や非行児童だけでなく、保護者が病気などで家庭での養育が困難になった児童も対象となっております。様々な理由で一時保護された児童ですが、ほとんどの場合、これまで通っていた学校への通学は困難となり、保護所の中で勉強をすることとなります。勉強の内容はプリント学習が中心となっております。希望があればオンラインで授業を受けられるなどの環境整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、外出が禁止されている児童を除き、一時的に保護所近隣の学校の授業にも参加できるなど柔軟な対応もあってもよいと思われれます。御所見を伺います。

虐待を受けている子供は、恐怖又は愛情から親をかばい、自分から虐待を受けたと訴えることはまれです。また、自分が虐待を受けていると認識していない子供も多く、虐待についての正しい認識についての教育を年齢に合わせて行うことも必要と考えますが、御所見を伺います。

子供への虐待はどのような親子にも起こる可能性があります。虐待をさせない、繰り返させないためには親への支援は当然のこと、社会全体で子供を育てる土壌をつくり

上げることも重要と考えます。人と人とのつながりがあり、孤独にさせない。多くの応援者がいる社会を実感してもらうには、地域の協力も必要です。具体的に取り組んでいる対策や事例などがあればお伺いいたします。

次に、聴覚障害者を取り巻く現状についてお伺いいたします。

本年四月に県の手話言語条例が制定されました。また、塩竈市に続いて名取市においても現在開会されている市議会に条例案が提案されたとのことです。聴覚障害者の皆さんにとっては朗報であると考えます。県内全市町村にこのような動きが広がることを期待します。さて、県ではこの条例制定後、具体的にどのような取組を行い、また、今後行う予定があるのか、お伺いいたします。

先般、宮城県聴覚障害者協会の小泉会長とお話をする機会があり、聴覚障害者を取り巻く課題の一端が見えてきました。コロナ禍でマスク必須の生活が今後もしばらく続くと思われる中、このマスクが聴覚障害者の方に大きな影響を及ぼしています。聴覚障害者の多くの方は相手の口、唇の動きを見て言葉を理解することが多いそうです。透明なフェイスシールドについては飛沫拡散防止には不十分という意見もあり、不織布のマスクが主流となるとともにウレタン製のマスクも多く用いられていますが、これらのマスクは口元の動きが見えず聴覚障害者の方々は大変苦勞しているそうです。このような中、形態は通常のマスクに近く、口元に透明の樹脂をはめ込んだマスクが開発・販売され、聴覚障害者の方々には好評だそうです。しかし、県などの行政機関の窓口の職員は、通常のマスクをしているため非常に苦勞しているようです。つきましては、県の各窓口の職員用に口元が見えるマスクを配置してはいかがでしょうか。県の窓口用に大量購入すれば、価格も下がり、普及も進むと思います。前向きな御検討をお願いいたします。

次に、登米市豊里こども園事案についてお伺いいたします。

弱者が集まる施設や電車の車内などの閉鎖された空間を狙った凶悪事件が続いています。犯行動機を聞くと、現在社会のひずみから起きたものも少なくないと感じます。このような事件は遠い場所のことと思っておりましたが、ついに県内でも発生してしまいました。登米市豊里こども園の事件については、私も含めショックを受けた方も多かったことと思います。幸いにも職員の方々が協力して犯人を取り押さえ、園児や職員に負傷者が出なかったのは不幸中の幸いであると言えます。一方、取り押さえるための

用具が配備されていなかったとの報道もあり、取り押さえた職員に敬服するとともに、本当にけががなくてよかったですと思います。さて、県では市町村などに注意喚起の通知を出されておりますが、県立高校や県の出先機関における不審者対応マニュアルの整備や取り押さえのための器具の配置、訓練の実施状況はどのようになってきているのか、お尋ねいたします。

また、コロナの一時的鎮静化に伴い、更には年末年始を迎えるに当たって、人の往来や大規模イベントが多くなります。交通事業者やイベント主催者に対し一層の注意喚起を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

大綱三点目、農業経営体と県土を守る農業政策について質問させていただきます。まず、米価の下落対策についてお伺いいたします。

今回の米価の下落は、本県の基幹産業である稲作に関わる農家の経営が非常に危うくなるほど大きなものであり、離農する方がまた増えるのではないかと危惧しております。県内市町村では独自に支援金を出すことを決めたところも多く、本県でも今回の補正予算に対策経費を計上しており、よりよい効果が出ることを期待しております。しかしながら、米価の下落は米の生産と消費の需給バランスを欠いていることが大きな要因ではないでしょうか。コロナの影響で外食産業における消費が大きく落ち込んだことも少なからず影響していると思いますが、御飯離れは長年続いてきたものです。本県でも米の消費拡大に向け様々な施策を講じてきたわけですが、これまでの消費拡大策とその総括についてお伺いいたします。

今後も米の消費は伸び悩み、更なる落ち込みも懸念されます。支援金は農家にとって喜ばしいものですが、市町村においては継続的に支援金を交付することは非常に難しいと考えます。中長期的に稲作からの転換や農産物の高付加価値化など、足腰の強い農業経営体の育成が重要と考えます。今後どのように施策を展開していくかをお伺いいたします。

耕作放棄地対策についてお伺いいたします。

近年、農家の高齢化や先ほど述べた米価の下落など、中山間地域のみならず平野部においても耕作放棄される農地が増え続けています。耕作放棄された農地はやぶ化が進み、景観を壊すだけでなく、特に最近では生命力、繁殖力の強い外来植物が繁茂し、その

種やツルが近隣農地の畦畔や河川の堤防などにも広がっています。更にこのような土地は野生鳥獣の住みかとなり、農林業に対する被害だけでなく、住宅地にも熊やイノシシが出没するなど社会問題化しており、早急な実効性ある対策が望まれます。

そこで、お伺いいたします。

現在県内にはどれくらい耕作放棄された農地、いわゆる遊休農地があるのでしょうか。また、県ではこれまでどのような耕作放棄地対策を展開してきたのでしょうか。その成果や今後の見込みについてもお伺いいたします。

国では、太陽光発電装置の下で営農を続けるソーラーシェアリングを推進しております。売電収入やハウス内の機器の電力として活用し費用の削減を図るなど、成果を上げている農業経営体もあると伺っております。農地の収益性を高め、農業経営が安定すれば離農や耕作放棄の防止にもなります。県内におけるソーラーシェアリングの普及状況についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐々木奈津江議員の一般質問にお答えいたします。大綱三pointsございました。

まず、大綱一点目、村井知事五期目の県政運営についての御質問のうち、今後四年間における私の政治姿勢についてのお尋ねにお答えいたします。

私の尊敬する松下幸之助さんの言葉の一つに、衆知を集めるといふものがございます。これは、行動を起こすとき、まず自分で考え一定の結論を出し、更にいろいろな考えを聴いた上で最終判断をするというものであります。私は知事就任以来、この考えによる県政運営に心がけてまいりました。今回の選挙におきましても、民間の力を最大限に生かす県政、衆知を集める県政など、今後四年間の県政運営の基本姿勢を示した上で当選させていただきまされたので、引き続き県民の声にしっかりと耳を傾け、これまでに以上に丁寧な説明や手順等に心を砕きながら、選挙の際にお示した政策の実現に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。



次に、大綱二点目、誰もが安心して暮らせる宮城県についての御質問にお答えいたします。

初めに、手話言語条例制定後の取組及び今後の予定についてのお尋ねにお答えいたします。今日、傍聴席に関係者が来られておりますので、少しゆっくりお話をさせていただきます。

手話言語条例は、手話が言語であるとの認識の下、日常生活で手話を使用する聾者が暮らしやすい地域社会の実現を目的として制定したものであり、その中で県は手話を学ぶ機会の確保や手話通訳者等の養成、学校における手話の普及等に努めるものとしております。県では、聴覚障害者向け情報提供施設であるみみサポみやぎを拠点として、手話通訳者や手話通訳士の養成及び派遣を実施しているほか、手話動画の作成・配信により、日常生活に関する定期的な情報提供を行っておりますが、今年度からは新たに県民向けの手話出張講座や県職員向け手話勉強会を開催しております。今後は、当事者団体や手話サークルとの連携により聴覚障害のある人もない人も参加する手話交流会の開催や小学校の児童向け啓発用リーフレットの作成を予定しており、引き続き関係団体などと意見交換をしながら手話の普及や習得機会の確保に取り組んでまいります。

次に、県の窓口職員用の口元が見えるマスクの配置についての御質問にお答えいたします。

聴覚障害のある方の意思疎通方法としては手話や筆談などがありますが、手や指だけではなく相手の口元の動きや表情が意思疎通に重要であります。県では、県内各圏域に手話通訳員を配置し、窓口対応をはじめとした県行政サービスにおいて要請に応じ手話通訳を行っております。御提案のありましたマスクは手話通訳員の口元の動きや表情がよく分かり感染対策上も安全であることから、手話通訳員が使用できるよう早速配備いたします。手話通訳員だけということになります。

次に大綱三点目、農業経営体と県土を守る農業政策についての御質問のうち、米の消費拡大に向けたこれまでの施策とその評価についてのお尋ねにお答えいたします。

米の消費量は毎年減少傾向にあり、県では地産地消や食育の推進を通じて米を食べる機会の創出に取り組んでおります。毎月第一金・土・日曜日を食材王国みやぎ地産地消の日として県産食材の消費拡大支援を行っているほか、県内の学校給食への県産米の

提供を支援し、公立小中学校の米飯給食回数は県平均で週三・六回と全国平均を上回っております。また、消費者の食生活の変化に合わせ、パック御飯等の加工事業者への支援も行ってきたところです。しかしながら、食の国際化や家庭食から中食・外食への多様化などにより、昨年の国民一人当たりの米の消費量は年間五十六キログラムで、ピーク時の半分以下まで減少してきております。県といたしましては、引き続き地産地消や食育の取組を推進するとともに、金のいぶきなどの新しい健康食マーケットの創出や地元人気タレントを起用したテレビCMの放映、テレビパブリシティーやSNS等を活用した啓発活動など、様々な販売促進活動も展開し、米の消費拡大に努めてまいります。私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 総務部長大森克之君。

〔総務部長 大森克之君登壇〕

○総務部長（大森克之君） 大綱二点目、誰もが安心して暮らせる宮城県についての御質問のうち、各地方機関における不審者対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県庁舎等においては不審者等を発見した場合、警備員と連携を図りながら必要に応じて警察への出動要請や庁舎管理規則に基づく退去命令を行うこととしており、防災センターにはさすまたを配備しております。また、一部の地方機関においては防刃チョッキなども配備するとともに、不審者への対応を含む管理マニュアルを整備しており、警察の協力を得て想定訓練やさすまたの使用訓練も実施しております。県といたしましては今回の事案を踏まえ、警察との連携の下、緊急事態発生時の対応の強化を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 企画部長志賀真幸君。

〔企画部長 志賀真幸君登壇〕

○企画部長（志賀真幸君） 大綱二点目、誰もが安心して暮らせる宮城県についての御質問のうち、交通事業者やイベント主催者に対する注意喚起についてのお尋ねにお答えいたします。

交通事業者に対する注意喚起については、先般、指導権限を有する国土交通省から各交通事業者に対して昨今の一連の事件等を踏まえた安全対策に係る通知が発出された

ところでありますが、県といたしましても県内の鉄道、バス、タクシー、離島航路事業者等に対しまして、同省の通知を踏まえた対策を徹底するよう引き続き周知してまいります。また、イベント主催者に対しましても市町村や関係部局と連携しながら、一層の注意喚起に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、村井知事五期目の県政運営についての御質問のうち、県立病院への運営費負担金の支出状況等や収益確保策についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、宮城県立病院機構に対し運営費負担金として、昨年度は約三十三億八千七百万円を支出しております。この運営費負担金は地方独立行政法人法に基づき、収入をもって充てることができない経費について設立団体として負担するものであります。県の負担金の財源としては国の基準に基づき、地方交付税措置されている額に県が独自に上乘せをして支出しております。また、県立病院機構では県が策定する中期目標に基づいた年度計画を毎年策定し、その中で目標値を定めて、収益確保の取組を行うこととしております。昨年度の実績では、新型コロナウイルスの影響で患者数や病床稼働率は目標を下回っている状況であります。

次に、新病院の収支や運営費負担金の見込みについての御質問にお答えいたします。今後の協議において、医療機能、診療科目、病床規模などとともにふさわしい運営主体についても検討してまいります。こうした今後の検討の中で、新病院の収支のシミュレーションや県として必要な支出などについて精査をしてまいりたいと考えております。

次に、法人移行の際に離職した職員数と職員の士気高揚等のための丁寧な説明についての御質問にお答えいたします。

宮城県立病院機構は、平成二十三年四月一日に地方独立行政法人へ移行しており、その際病院の医療スタッフ七百三十四人のうち離職した方は八十一人でした。当時県としては地方独立行政法人化に先立って職員一人一人に意向を確認し、離職者のうち六十

一人の職員を知事部局で受け入れるなど、丁寧な対応を行いました。新病院の規模や運営形態などについてはこれからの検討がありますが、県としても現在の職員には引き続き力を発揮してほしいと考えておりますので、県立病院機構と連携しながらできる限り職員に対して説明に努めてまいります。

次に、大綱二点目、誰もが安心して暮らせる宮城県についての御質問のうち、児童虐待の通報件数と潜在的な事案への対策についてのお尋ねにお答えいたします。

虐待への社会的関心の高まりや関係機関との連携を強化する中で、昨年度県の児童相談所が対応した虐待相談件数は一千四百三十一件となり、五年前の一・五倍に達しております。虐待の種別では心理的虐待が全体の六割を占め、増加傾向にあります。通告の経路では警察が増加しておりますが、児童虐待が疑われる場合は事案の軽重にかかわらず通告いただき、連携して対応していることが要因と考えております。潜在的な事案の掘り起こしに関しては、学校、保育所など子供と身近に接する現場との情報共有や市町村と児童相談所との共通リスクアセスメントシートの活用などにより、関係機関と連携しながら対応しております。更に、虐待対応ダイヤル一八九の周知のほか、多くの方が気軽に相談できるよう昨年度からLINEによる相談窓口を設置しております。LINEの場合、電話に比べて子供からの相談割合が多く、一定の効果があるものと認識しております。今後も、早期発見に向けた関係機関の連携強化や相談窓口の周知に努めてまいります。

次に、児童相談所の職員の質の向上についての御質問にお答えいたします。

増加する児童虐待相談に的確に対応するためには、職員の増員とともに専門性の向上が極めて重要と考えております。近年は福祉の専門職の採用を強化しておりますが、これに加えて、新任職員を対象とした児童福祉司の任用前講習のほか、職位に応じた内部研修や外部機関主催の研修会への参加、ケースワークを通じた中堅職員によるスーパーバイズの実施、援助方針会議による組織的な助言・指導などにより、職員個々の資質向上の取組を重層的に展開しております。

次に、一時保護所での学習における柔軟な対応についての御質問にお答えいたします。

一時保護所では学習支援員を配置するとともに、子供の原籍校からプリント等の教

材提供を受け、学びが滞らないよう配慮しております。更に、今年度は学習用タブレット端末を十二台導入し、より多くの子供が学習用アプリを活用した学びに取り組めるよう環境改善を図ることとしております。オンライン授業の実施など学校との連携が特に求められる取組については、教育委員会と情報共有・連携しながら、子供一人一人の意向や状態に丁寧に取り添った対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、地域の協力による虐待防止の取組についての御質問にお答えいたします。

各市町村には要保護児童対策地域協議会が設置されており、市町村や児童相談所、学校、保育所、警察、地域の民生委員などが連携し、支援が必要な家庭の状況を積極的に共有するとともに、支援方針の策定や定期的な状況確認、相談対応等を行っております。また、民間団体と連携している例としては、自治体がNPO法人に要支援家庭への食材配布とともに見守り、相談支援を委託しているケースもあります。県といたしましたのは、要保護児童対策地域協議会の役割・機能が十分に発揮されるよう、研修など必要な支援を行うとともに市町村の好事例の横展開に向けて情報収集と提供に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱三点目、農業経営体と県土を守る農業政策についての御質問のうち、農業経営体の経営基盤強化についてのお尋ねにお答えいたします。

水田農業を基幹としている我が県において農業経営体が安定的に営農継続していくためには、需要に応じた主食用米の低コスト生産に加え、所得を確保できる作物への転換や高付加価値化等を進める必要があると認識しております。このため県では、水田が効率的に利用されるよう基盤整備や土地利用調整を進めますほか、アグリテックを活用した低コスト化に取り組んでおります。また、水田麦・大豆産地生産性向上事業を活用した麦・大豆の団地化や県単事業の園芸作物サプライチェーン推進事業等を活用した加工用バレイショ、枝豆等の産地形成と高付加価値化に向けた取組を支援しております。県といたしましては、労働生産性の高い水田農業の展開と園芸の生産拡大により足腰の強い農業経営体の育成に取り組んでまいります。

次に、遊休農地の現状等についての御質問にお答えいたします。

我が県における再生困難な農地を含む遊休農地面積は令和元年度で七千三百八十六ヘクタール、耕地面積の約六％となっております。県ではこれまで国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業等を活用し、平成三十年度までの十年間で百十八ヘクタールの遊休農地の解消に取り組みましたほか、平成二十六年年度にスタートした農地中間管理事業を活用し、地域農業の担い手によって農地が有効活用されるよう取り組んでまいりましたが、遊休農地面積は微増傾向が続いております。このため県では今後とも関係機関と連携しながら、小規模でも区画整備ができる農地耕作条件改善事業や地域・集落の共同活動を支援する多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度なども活用することにより遊休農地の発生防止に取り組んでまいります。

次に、ソーラーシェアリングの普及状況についての御質問にお答えいたします。

農地への営農型太陽光発電設備の設置につきましては、農地法に基づく一時転用許可制度が平成二十五年に創設されましたが、ソーラーパネル下における単収がおおむね八割以上確保できること、容易に撤去できる支柱であること、転用許可期間が三年以内であることなどの許可要件がございました。その後、運用の見直しが行われ、荒廃農地を再生利用する場合や認定農業者等が取り組む場合には、そうした要件が一部緩和されましたが、昨年度までの当該転用許可に係る農地面積は全体で約二十九ヘクタールで、平成二十五年度以降の総転用許可面積の約一・四％となっております。県内では、発電した電気を自らの農場で利用することでコスト削減を図りながらパネル下でバレイショを栽培するなど、ソーラーシェアリングを有効に活用している経営体も出てきておりますが、一方でパネル下で栽培した作物の収量確保に苦慮している事例も見受けられるところでございます。県といたしましては、優良農地の確保に努めながら農業経営体の収益向上と農業農村の振興につながるよう、ソーラーシェアリングの活用支援に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱二点目、誰もが安心して暮らせる宮城県につ

いての御質問のうち、県立高校における主権者教育についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、選挙権年齢の引下げを見据え、平成二十七年からシチズンシップ教育を推進しており、その中で教科横断的な主権者教育について実践的研究に取り組む高校を指定し、その成果を研修会等において県内全ての高校で共有し普及を図っております。また、各高校においては公民の授業を中心に政治や選挙についての理解を深めているほか、約半数の高校において選挙出前講座や模擬投票を行うなど、選挙管理委員会と連携した啓発活動に取り組んでおります。これらの具体的実践的な取組を推進することにより、選挙の際に必要な知識や選挙の意義についての理解を深め、有権者として主体的に選択・判断する力を育むことができると認識しており、県教育委員会としましては、今後も社会の形成者として必要な資質・能力の育成に向け、主権者教育の充実を各学校に促してまいります。

次に、虐待に関する正しい知識を持たせるための教育が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

児童虐待については、身体的虐待だけでなく心理的虐待やネグレクトなど事案が複雑化しており、関係者が連携し緊急かつ重点的に取り組むべき課題であると認識しております。学校においては教職員が子供たちの日常生活に十分な注意を払い、児童虐待を早期に発見し適切な対応につなげることが大切であり、学校の役割であると捉えております。子供たちには、教員からつらいときや困っているときには助けを求めてほしいこと、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的な方法などを児童生徒の発達の段階に応じて伝えており、併せて様々な悩みや不安を相談できる二十四時間子供ＳＯＳダイヤルやみやぎＳＮＳ相談等の窓口を紹介しております。県教育委員会としては、今後各市町村教育委員会や関係機関との連携を深めながら、児童虐待の防止や対応についての理解が広がるよう努めてまいります。

次に、県立高校における不審者対応についての御質問にお答えいたします。

県立高校においては、全ての学校で不審者対応を含めた危機管理マニュアルが整備されており、九割を超える学校でさすまた等の防犯用具が配置されております。また、県立高校において不審者対応に特化した訓練を実施している学校は多くありませんが、

全ての学校で毎年度教職員によるマニュアルの確認を行い、不審者が侵入した場合の対応について共有を図っているところです。県教育委員会では今回の豊里こども園での事案を受けて、県立学校等に対し改めて不審者侵入時の安全管理について、教職員間で危機管理マニュアルの共通理解を図るとともに、県警察等関係機関との連携を確認するなど未然防止や事案発生時の迅速な対応について通知を行ったところであり、引き続き学校現場における不審者対応の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。

○二番（佐々木奈津江君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。本日は、聴覚障害者協会の方々も御覧になられています。一点、質問させていただきます。毎週月曜日に行われている知事の記者会見についてでございますが、会見動画や会議録は当日公開されているのに対して、手話あり動画の場合は翌々日の公開となっております。理由を伺います。

○議長（菊地恵一君） 総務部長大森克之君。

○総務部長（大森克之君） できるだけ早くアップしたいと思っております。でございます。まずけれども、改めて確認しながら手話をビデオの中に入れ込む作業がございまして、現在どうしてもそのようなスケジュールになっている次第でございます。できるだけ早くアップできるように努めていきたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。

○二番（佐々木奈津江君） 仙台市長や内閣総理大臣の会見では、同時手話通訳ということがされていると思うんですが、これはできないものなんでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 総務部長大森克之君。

○総務部長（大森克之君） 現在も、例えばコロナ対策等の記者会見において、同時の手話通訳などを行った事例はございます。ただ、毎週恒例の記者会見であります。様々なことが質問に出まして、それについて手話通訳者が十分に対応できるかどうかという部分の検討もありまして、その辺り支援団体といろいろ相談しながら、現在対応を検討しているところでございます。

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。



○二番（佐々木奈津江君）　ありがとうございます。前向きに御検討いただきましたと思います。

そしてもう一つ、全ての県知事が加入されております手話を広める知事の会の動画を、先日私拝見させていただきました。会長の平井鳥取県知事をはじめ、数名の知事が手話で御挨拶をされておりました。ぜひ村井知事におかれましても、手話を用いての発信について御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君）　知事村井嘉浩君。

○知事村井嘉浩（村井嘉浩君）　手話を必要とされるような方の会合などに出たときには自己紹介ぐらいは手話でやっておりますけれども、非常に難しいので全てを手話でというのはなかなか実現できておりませんが、なるべくそういった場ではそのような対応をするように努めてまいりたいと思います。

○議長（菊地恵一君）　二番佐々木奈津江君。

○二番（佐々木奈津江君）　聴覚障害者の方々も期待をされておられます。私も知事に倣い、勉強してまいりたいと思っております。

そして、一時保護所に保護された児童が近隣学校での授業参加を可能とすることについて、柔軟な対応を求めたいと思います。先日、私たち議員の手に配布されました地域再生・活性化対策調査特別委員会より提出された報告書の中に、宮城県ワーケーション協会の共同代表からの御提言がありました。両親がワーケーションに行きたくても、子供が義務教育ゆえにワーケーションに行けないというハードルが――ワーケーションにきた子供を県内の学校が一時的に受け入れるなどの支援体制が構築されれば、本県に来る人が増えるという内容でございました。こういう別な側面からも期待されているところであります。前向きな御検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君）　保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君）　一時保護所に滞在している子供の学びにつきましては、先ほど申しましたが、教員のOBの方などであります学習支援員が、籍のある学校と連携して対応しております。お話のような、例えば近隣の学校に出るなどというようなことも考えられると思うんですが、やはり児童相談所としては児童の状態を優先に考えますので、原籍校あるいは近隣の学校と接触することがどうかという問題もあろうかと思

いますので、一件一件の事例に応じながら学校等とよく相談して対応してまいりたいと考えております。

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。

○二番（佐々木奈津江君） 分かりました。

次に、耕作放棄地について御説明ありがとうございます。県としても、推進していく上で一番のハードルになっているのが地元農業委員会だと聞いております。その情報を県では把握しておられるでしょうか、お聞かせください。

○議長（菊地恵一君） 農政部長宮川耕一君。

○農政部長（宮川耕一君） そういったお話は、私のところでは伺っておりません。

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。

○二番（佐々木奈津江君） では改めまして、情報提供させていただきたいと思っております。ソーラーシェアリングに対しての理解が進むよう県から農業委員会へ指導などもしていただくありがたいなと思っておりますので、後ほど改めて農政部に伺います。

最後になりますが、GOTOキャンペーンなどに評される様々な割増しクーポンを楽しみにされておられる県民の方も多いと思いますが、経済的な理由で購入したくても購入できない県民もおられるということを、知事におかれましてはいつもお心に留めていただきますよう、そして県政運営していただきますようお願い申し上げます。その意気込みを教えてくださいたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） GOTOEat、GOTOトラベルのようなクーポンを発行して、少しでも景気を刺激したいと積極的に行っているわけですが、県民の方の中には生活の状況からそういったものも簡単に利用できないという方もおられるかと思えます。今回、GOTOEat、GOTOトラベルといったようなものは全て国の事業とすることで行っておりますので、そういったような方に対してどのような対応をすればいいのかということ、よく国とも調整しながら、全国知事会とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 二番佐々木奈津江君。

○二番（佐々木奈津江君） ありがとうございます。終わります。